

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金の損金算入(産廃適正処理センターに係る産業廃棄物適正処理推進基金)(所得税:外)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を行った投棄者の資金不足などの理由から、都道府県等が代わって不法投棄された産業廃棄物による生活環境保全上の支障の除去を行う場合、その原状回復に要する費用の支援のために設ける基金の造成に当たって、産業廃棄物の排出事業者等が基金に拠出する出えん金については、損金算入を認める。
3	担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度:平成10年
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>産業廃棄物が不適正に処分された場合において、支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の事業実施に要する将来費用を確保し、行政による早期の措置命令を可能とし、不法投棄等の大規模化を防止する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第13条の13本文には、「適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。」とあり、第5号には、「産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を行う、都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。」とある。</p> <p>また、同法第13条の15には、「適正処理推進センターは、第13条の13各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもってこれに充てるものとする。」とある。</p>
	① 政策目的及びその根拠	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>施策 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進</p> <p>施策に含まれる目標の名称 4-5 廃棄物の不法投棄の防止等</p>

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業廃棄物が不適正に処分された場合において、支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、資金の出えんその他の協力を行うための基金の造成を着実に図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 産業界等からの基金への出えん実績</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業界等からの基金への出えん金が増加とされることにより、基金の造成が着実に図られ、都道府県等への必要な支援が行われることによって適切に支障除去等が行われ、不法投棄等の大規模化の防止、減少に寄与する。</p>																																													
8 有効性等	① 適用数等	<p>当該租税特別措置の適用を受けた件数 (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="624 712 1347 1294"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>団体数</th> <th>個別企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>33</td><td>36</td></tr> <tr><td>11</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>12</td><td>30</td><td>49</td></tr> <tr><td>13</td><td>29</td><td>40</td></tr> <tr><td>14</td><td>29</td><td>70</td></tr> <tr><td>15</td><td>35</td><td>74</td></tr> <tr><td>16</td><td>35</td><td>80</td></tr> <tr><td>17</td><td>34</td><td>83</td></tr> <tr><td>18</td><td>35</td><td>85</td></tr> <tr><td>19</td><td>31</td><td>83</td></tr> <tr><td>20</td><td>32</td><td>84</td></tr> <tr><td>21</td><td>32</td><td>84</td></tr> <tr><td>22</td><td>32</td><td>83</td></tr> <tr><td>23</td><td>32</td><td>83</td></tr> </tbody> </table>	年度	団体数	個別企業数	10	33	36	11	2	0	12	30	49	13	29	40	14	29	70	15	35	74	16	35	80	17	34	83	18	35	85	19	31	83	20	32	84	21	32	84	22	32	83	23	32	83
年度	団体数	個別企業数																																													
10	33	36																																													
11	2	0																																													
12	30	49																																													
13	29	40																																													
14	29	70																																													
15	35	74																																													
16	35	80																																													
17	34	83																																													
18	35	85																																													
19	31	83																																													
20	32	84																																													
21	32	84																																													
22	32	83																																													
23	32	83																																													
	② 減収額	<p>当該租税特別措置の適用による減収額(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="775 1332 1177 1912"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>69,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>96,906</td></tr> <tr><td>12</td><td>38,025</td></tr> <tr><td>13</td><td>120,571</td></tr> <tr><td>14</td><td>100,292</td></tr> <tr><td>15</td><td>95,468</td></tr> <tr><td>16</td><td>84,829</td></tr> <tr><td>17</td><td>71,241</td></tr> <tr><td>18</td><td>59,097</td></tr> <tr><td>19</td><td>56,771</td></tr> <tr><td>20</td><td>54,843</td></tr> <tr><td>21</td><td>53,080</td></tr> <tr><td>22</td><td>46,761</td></tr> <tr><td>23</td><td>46,387</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 減収額は、基金への出えん額に法人税率を乗じて算出</p>	年度	減収額	10	69,000	11	96,906	12	38,025	13	120,571	14	100,292	15	95,468	16	84,829	17	71,241	18	59,097	19	56,771	20	54,843	21	53,080	22	46,761	23	46,387															
年度	減収額																																														
10	69,000																																														
11	96,906																																														
12	38,025																																														
13	120,571																																														
14	100,292																																														
15	95,468																																														
16	84,829																																														
17	71,241																																														
18	59,097																																														
19	56,771																																														
20	54,843																																														
21	53,080																																														
22	46,761																																														
23	46,387																																														
	③ 効果・達成目標の実	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成10年4月～平成24年3月) 租税特別措置の創設以来、基金からは80件の支援が行われ、適切に支障</p>																																													

	<p>現状況</p>	<p>除去等が行われてきた。また、基金によるスキームとあいまって国、自治体、産業界による未然防止策等が効果を上げてきたことにより、新たに発覚する不法投棄等は減少傾向にある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成10年4月～平成24年3月)</p> <p>産業界等からの基金への出えん実績等 (単位:百万円・件)</p> <table border="1" data-bbox="625 414 1348 996"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>出えん額</th> <th>支援件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>200</td><td>0</td></tr> <tr><td>11</td><td>323</td><td>3</td></tr> <tr><td>12</td><td>126</td><td>4</td></tr> <tr><td>13</td><td>401</td><td>4</td></tr> <tr><td>14</td><td>334</td><td>8</td></tr> <tr><td>15</td><td>318</td><td>17</td></tr> <tr><td>16</td><td>282</td><td>15</td></tr> <tr><td>17</td><td>237</td><td>9</td></tr> <tr><td>18</td><td>196</td><td>7</td></tr> <tr><td>19</td><td>189</td><td>3</td></tr> <tr><td>20</td><td>182</td><td>2</td></tr> <tr><td>21</td><td>176</td><td>3</td></tr> <tr><td>22</td><td>155</td><td>3</td></tr> <tr><td>23</td><td>154</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> <p>支障除去事業に要する費用の確保がなされ、不法投棄案件も減少傾向となっている。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成10年4月～平成24年3月)</p> <p>当該租税特別措置により、産業界等からの基金への出えん金は継続して出えんされ、行政による措置命令の発出件数も当該措置の創設前と比べ、増加している。また、不法投棄の大規模事案(5,000 トンを超えるもの)も減少しており、当該措置は有効に機能している。</p>	年度	出えん額	支援件数	10	200	0	11	323	3	12	126	4	13	401	4	14	334	8	15	318	17	16	282	15	17	237	9	18	196	7	19	189	3	20	182	2	21	176	3	22	155	3	23	154	2
年度	出えん額	支援件数																																													
10	200	0																																													
11	323	3																																													
12	126	4																																													
13	401	4																																													
14	334	8																																													
15	318	17																																													
16	282	15																																													
17	237	9																																													
18	196	7																																													
19	189	3																																													
20	182	2																																													
21	176	3																																													
22	155	3																																													
23	154	2																																													
9	<p>相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>不法投棄された産業廃棄物による生活環境保全上の支障の除去事業の支援策として、基金の造成が確保され、支援が行われることの効果は不法投棄等の減少につながっており、当該基金について税制上損金算入を認めることは、重要な措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>不法投棄された産業廃棄物による生活環境保全上の支障の除去には、多額の費用が必要となる。不法投棄等の支障除去は原因者がそれを撤去するのが原則であるが、十分な資力がない場合、本基金による支援制度が活用される。また、補助金等の予算措置や規制の強化などの政策と併せて行うことで、不法投棄や不適正な処理の減少にさらに効果を発揮している。</p>																																													

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に係る租税特別措置等の要望はない。
10	有識者の見解	なし
11	評価結果の反映の方向 性	今後とも、引き続き措置していくことが適切かつ重要である。
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	—